

[判例解説]

テレビジョン受信機付き賃貸マンション（レオパレス）の
入居者の日本放送協会放送受信契約締結義務
— 最高裁判所第一小法廷平成 30 年 8 月 29 日決定の検討 —

磯本 典章

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 事案の概要
- 三 最高裁第一小法廷平成 30 年 8 月 29 日決定
- 四 放送法の解釈方法と制度的契約
- 五 本決定の構造
 - 1、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」の意義
 - 2、「受信設備の占有使用」の要件
 - 3、「放送を受信することができる状態」の要件
- 六 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」の具体例
 - 1、受信設備を物理的に設置した者
 - 2、受信設備を物理的に設置した者から権利の譲渡を受けた者
 - 3、受信設備を物理的に設置した者から権利の承諾を得た者
- 七 本決定の具体的検討
 - 1、所有者又は A・B・X の三者間の事実関係
 - 2、債権法（契約法）からの視点
 - 3、物権法（占有法）からの視点
- 八 東京高裁判決および最高裁決定の問題点
 - 1、Y の主張
 - 2、東京高裁判決
 - 3、最高裁第一小法廷決定
- 九 まとめとして

一 はじめに

放送法は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」(64条1項本文)と規定する。

最高裁判所大法廷は、平成29年12月6日に、放送法64条1項の意義、放送法64条1項の憲法適合性、受信料債権の範囲、受信料債権の消滅時効の起算点に関して、明確に判決した⁽¹⁾。

放送法64条1項の解釈問題として残されたものの一つが、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を「設置した者」の意義とその範囲である。

本稿は、自分の勤務する株式会社Bが指定した株式会社Aの家具家電付きの賃貸マンションに入居した者(以下、「X」と記述する)は、日本放送協会(以下、「Y」と記述する)の放送を受信することのできる受信設備を「設置した者」に該当するかについて考察することを目的とする。

注

(1) 最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁。

二 事案の概要

1、Xは、自分の勤務する株式会社B(以下、「会社B」と記述することがある)の指定により、株式会社A(レオパレス)(以下、「A」と記述する)が会社Bへ賃貸した家具家電付きの賃貸マンション(以下、「本件物件」と記述することがある)に平成27年10月19日に入居した。

入居後、Xは、Yとの間で放送受信契約を締結して、平成27年10月分及

び11月分の受信料を支払った。Xは、「独立して住居もしくは生計を維持する単身者」（日本放送協会放送受信規約2条3項）であり、本件物件を住居として居住し、唯一の居住者であった。

Xは、本件物件を平成27年11月20日に退去し、Yは平成27年11月分の受信料を返金した。

その後、Xは、本件物件にテレビジョン受信機を設置したのはXではなく本件物件のオーナーであるから、Xは放送法64条1項所定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当せず、Xが本件物件に滞在していた期間について、Yとの間で受信契約を締結する法律上の義務を負う者ではないし、受信料の支払義務もないと主張した。

その上で、本件受信契約は放送法64条1項所定の受信契約の締結義務者でないXが締結したものであり、当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定である放送法64条1項という公序に反しているから、法律上無効であるとして、Yに対して、不当利得返還請求権に基づき、Yから返還されていない平成27年10月分の受信料1310円及びこれに対する法定利息の支払を求めて提訴した。

それに対して、Yは次のように主張した。受信料は、Yの放送を実際に受信し視聴することができる受益者らが負担する受益者負担金に類するものと考えられている。このような受信料の性質に鑑みれば、本件のような賃貸借物件に設置されたYの放送を受信することができる受信設備に関しては、当該物件及び当該物件に設置された、実際にYの放送を受信し視聴することができる受信設備を現実占有・管理する者が法64条1項所定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たるといふべきである。Xは、「協会の放送を受信することのできる受信設備」を占有・管理する「設置した者」に該当する。

2、一審判決⁽²⁾は、以下のように述べて、Xの請求を一部認容した。

放送法 64 条 1 項所定の受信料は、「法 64 条 1 項所定の要件に該当する受信設備の設置という行為を捉えて、物理的・客観的に Y の放送を受信することができる状態を作出した行為者に Y との受信契約を締結する義務を負わせ」たものと解される。受信料は「受益者負担金ではなく、特殊な負担金である」。

「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」は、X の入居以前に本件物件に本件受信機を据え付ける私法上の権原を有すると考えられる本件物件のオーナー又は A であることが推認されることであり、少なくとも本件物件に本件受信機を据え付けたのは X ではない。「そうすると、X は法 64 条 1 項所定の「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者」ということができない。」

「本件受信契約は、法 64 条 1 項の要件を充足しない者との間で締結されたものであって同項に反するものであり、公序に反する法律行為として無効である」。

「Y は、X に対し、未返還の平成 27 年 10 月分の放送受信料相当額 1310 円を不当利得金として返還すべきものである。もっとも、本件では Y が不当利得について悪意の受益者であるというべき事情は認められないから、法定利息の返還義務は負わない」。

そこで、Y が控訴した。

3、二審判決⁽³⁾は、以下のように述べて、Y 敗訴に係る部分を取り消し、X の請求を棄却した。

放送法 64 条 1 項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」が Y と放送受信契約を締結する義務を負うことを明らかにしている。」

「同項が放送受信契約の締結義務を定めたのは、Y が…公共的機関であり言論報道機関であり、その使命を果たすためには Y の財産的基礎を確保する

ことが必要不可欠であるところ、…特殊な負担金である受信料制度を採用して国民に直接費用負担を求める趣旨に出たものと解される。」

「このような同項の文言及び趣旨に照らせば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、受信設備を物理的に設置した者だけでなく、その者から権利の譲渡を受けたり承諾を得たりして、受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者も含まれると解される。」

「すなわち、上述した同項の趣旨に照らせば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、本来、Yが直接費用負担を求めるだけの実質的な関係を有する者、すなわち受信設備により放送を受信することができる状態にある者であることを要し、かつ、それで足りると解される。」

「Xは、所有者又はAによって設置されたテレビジョン受信機付きの本件物件を、Aから借りた株式会社Bの指定を受けて、これを占有使用して、Yの放送を受信し得る状況を楽しむ者であるから、設置者の承諾を得て受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者であり、放送法64条1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。」

「以上によれば、Xは放送法64条1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」であるから、放送受信契約の締結義務を負い、この義務の履行としてYとの間で本件放送受信契約を締結したのである。そうすると、Xが本件放送受信契約に基づき受信料として支払った1310円は法律上の原因があるから不当利得は成立せず、Xの本件請求は理由がないから棄却すべきである。」

そこでXが上告した。

注

(2) 東京地判平成28年10月27日判時2354号20頁、24頁。

(3) 東京高判平成 29 年 5 月 31 日判時 2354 号 20 頁。

三 最高裁第一小法廷平成 30 年 8 月 29 日決定⁽⁴⁾

最高裁第一小法廷は、平成 30 年 8 月 29 日に、X の上告を棄却する決定をした。この決定により、第二審の東京高裁平成 29 年 5 月 31 日判決が確定した。

東京高裁平成 29 年 5 月 31 日判決は、「X は放送法 64 条 1 項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」であるから、放送受信契約の締結義務を負」うとするものであった。

以下において、本最高裁第一小法廷決定が確定させた二審判決を検討する。

注

(4) 日本経済新聞 2018 年 8 月 30 日電子版。

四 放送法の解釈方法と制度的契約

本件の争点は、X が放送法 64 条 1 項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当するのかにある。

放送法は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」について、定義規定をおいていない。民法その他の法律においても同様である。従って、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」は放送法に固有の概念である。

それでは、放送法の規定はどのように解釈されるべきであろうか。放送法は公法であり行政法規である。従って、放送法における規定の文言だけでなく、立法趣旨や立法目的を踏まえた解釈がなされるべきである。

二審判決は、放送法 64 条 1 項の立法趣旨を次のように述べる。放送法 64 条 1 項が放送受信契約の締結義務を定めたのは、日本放送協会が公共的機関であり言論報道機関であり、その使命を果たすためには日本放送協会の財産的基礎を確保することが必要不可欠であるところ、特殊な負担金である受信料制度を採用して国民に直接費用負担を求める趣旨に出たものと解される。

従って、放送法 64 条 1 項に規定された放送受信契約に関していえば、「契約」という文言に拘泥して、債権法や契約法の一般原則に固執した解釈は採られるべきではない。また、「設置」という文言に拘泥して、国語的意味に固執した解釈は採られるべきではない。

ところで、放送法 64 条 1 項に関する放送受信契約は、本決定も含めて、一般的には、売買契約等と同じ「取引的契約」と理解されているものと思われる。しかし、放送受信契約は「制度的契約」という範疇の契約と捉えられるべきである。

『制度的契約論』は、内田貴教授が提唱される契約法理論であり、日本放送協会の放送受信契約の特質を説明する上で極めて有効な理論を提示する。

五 本決定の構造

1、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」の意義

(1) 一審判決は、「受信設備の設置」とは、「物理的・客観的にYの放送を受信することができる状態を作出した」行為、すなわち、「受信機を据え付けた」ことであると述べる。

その上で、一審判決は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、「本件物件に本件受信機を据え付ける私法上の権原を有すると考えられる本件物件のオーナー又はAであることが推認される」と述べており、少なくとも本件物件に本件受信機を据え付けたのはXでない」と述べる。

しかし、受信設備の設置の形態は多様でありうる。受信機を据え付ける私法上の権原を有すると考えられる者に限定する一審判決の解釈は、行政法規の解釈として妥当性を欠き、放送法の趣旨にそぐわないものである。

(2) 二審判決は、放送法 64 条 1 項の文言及び立法趣旨に照らせば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、「本来、Y が直接費用負担を求めただけの実質的な関係を有する者、すなわち受信設備により放送を受信することができる状態にある者である」とする。

つまり、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」であることの要件は、①受信設備を占有使用しており、②放送を受信することができる状態にある者であると述べる。

その具体例として、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、受信設備を物理的に設置した者のみならず、その者からの権利の譲渡を受けた者、その者から承諾を得たりした者も含まれるとする。

以下では、二審判決が定立した「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」であるための 2 つの要件に関して検討する。

2、「受信設備の占有使用」の要件

(1) 「占有使用」の意義

二審判決によれば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」を構成する要件の第 1 は、「受信設備の占有使用」である。

しかし、この「占有使用」という要件は曖昧で不明確である。「占有使用」という要件が、「占有かつ使用」を意味するのか、それとも「占有または使用」を意味するのか判然としないのである。仮に、「占有または使用」と理解するならば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」の範囲が占有者のみならず使用者にまで拡大する。そうになると、使用者の範囲が明確ではないために、「占有使用」の要件は「受信設備を設置した者」の

範囲を確定するための機能を果たさなくなる。従って、「占有使用」という要件は、「占有かつ使用」の意味と理解されるべきこととなる。

(2) 占有

占有とは、物に対する事実的支配をいう。この事実的支配状況を保護するのが占有権である⁽⁵⁾。

民法は、「占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する」と規定する（民法180条）。従って、占有（占有権）の要件は、「物の所持」と「自己のためにする意思」である。

「占有」と「占有権」の関係は必ずしも明らかではなく、学説にもニュアンスがある⁽⁶⁾。

(3) 所持

「所持」は、物が社会観念上その人の事実的支配に属するものと認められ得る客観的關係にあることを指称する⁽⁷⁾。

したがって、また社会観念上他人を介しても成立し得る⁽⁸⁾。

第1は、他人が独立の所持者と見られ、その他人を通して所持をすると認められる場合である。代理人による占有がこれに該当する⁽⁹⁾。

第2は、他人が独立の所持者である地位を有しておらず、本人の所持の機関ないし所持の補助者の場合である。例えば、家族集団が代表者の名において社会的に活動をしている場合には、集団に所属する物の所持は代表者に帰属する。その子や家事使用人ないし従業員は所持の機関に過ぎない⁽¹⁰⁾。

所持の独立性の有無の判断要素として、その者が賃貸借契約における名義人であるかどうかなどが例として挙げられる⁽¹¹⁾。

(4) 自己のためにする意思

「自己のためにする意思」とは、所持による事実上の利益を自己に帰属さ

せようとする意思をいう。それゆえ、自己のためにすると同時に、他人のためにするというように、二重の意思を有することもできる。これが、代理占有において、本人と代理人とに二重に占有が成立することができる根拠である⁽¹²⁾。

「自己のためにする意思」は、現実存在する必要はなく、一般的・潜在的に存在すればよい。この意思が存在するか否かは、物の所持を生じさせた原因の性質によって客観的に判断される⁽¹³⁾。例えば、売買や賃貸借、寄託などに基づく物の所持は、それらの契約は買主、借主、受寄者に物の管理・利用・処分をさせる目的のためであるから、自己のためにする意思を有するといえる⁽¹⁴⁾。

占有の要件として、「自己のためにする意思」が必要であるとする説（主観説）⁽¹⁵⁾と、不要であるとする説とがある（客観説）⁽¹⁶⁾。

しかし、客観説によると、所持はすなわち占有となり、他人の意思の支配の下で所持するだけの者（後述の占有補助者）にも占有が認められることとなり、それは妥当とはいえないと主張される⁽¹⁷⁾。

通説は、何らかの意味で、「自己のためにする意思」を必要とする⁽¹⁸⁾。

判例は、「自己のためにする意思」を必要としていると考えられる⁽¹⁹⁾。最高裁は、家屋明渡等請求事件において、家屋の所有者が自らこれを所持する場合に、その家屋を他に賃貸中であっても、所有者は必ずしもその所持につき「自己ノ為メニスル意思」がないとはいえないと述べている⁽²⁰⁾。

(5) 代理占有

占有は、他人の所持または占有を介しても成立する⁽²¹⁾。民法は、「占有権は、代理人によって取得することができる」（民法 181 条）と規定する。ここに記された代理人は、本人に代わって占有する者であり、占有代理人という。

すなわち、BがAのために占有または所持を行い、Aがこれに基づいて占

有（権）を取得する関係の成立を認めている。このAの占有を代理占有（間接占有ともいう）という。これに対して、直接に自己の所持による占有を自己占有（直接占有ともいう）という⁽²²⁾。

代理占有の要件については次の通りである。

第1は、占有代理人が所持を有することである。

第2は、占有代理人と本人との間に代理占有を基礎づける占有代理関係があることである。この占有代理関係とは、占有代理人と本人との間に、占有代理人がその物を本人にいずれ返還するものとして占有することになる原因がある場合に認められる⁽²³⁾。この原因に当たる場合として、物の賃貸借や使用貸借、地上権や永小作権の設定、寄託、代理受領等の契約がある⁽²⁴⁾。

第3は、占有代理人が本人のためにする意思を有することである⁽²⁵⁾。しかし、この要件は不要であるとする説もある⁽²⁶⁾。本人が占有代理人に占有させる意思は、代理占有の成立要件ではない⁽²⁷⁾。

代理占有の効果は、本人も代理人も共に占有に基づく権利を有し、義務を負うことである。本人も代理人も占有訴権を有し、また他人の不動産を不法占有している場合には明渡し義務を負う⁽²⁸⁾。

(6) 占有補助者

本人が物を他人に所持させている場合において、代理占有とは違って、本人のみに占有（権）が認められ、物を所持する他人には占有（権）が認められない場合がある。この場合における他人を、占有補助者または占有機関と称する⁽²⁹⁾。

この場合、占有に基づく効力は、本人についてのみ発生し、占有補助者には発生しない⁽³⁰⁾。

独立の占有者かそれとも独立の占有を有しない単なる所持者なのかを判断する基準は、従属関係にある者が、物を所持している場合に、その物について、本人から、いつ返還を求められても、これを拒むことができないとい

う立場にあるかどうかであるとされる⁽³¹⁾。

占有補助者または占有機関の例として、配偶者⁽³²⁾ や子⁽³³⁾、使用人ないし従業員⁽³⁴⁾、法人の代表機関⁽³⁵⁾等があげられる。

占有補助者には占有（権）が認められないが、その根拠については見解が分かれる。占有補助者の物の所持には独立性が欠如する⁽³⁶⁾、すなわち、本人の占有に従属的であることを理由とするのが一般的な説明である⁽³⁷⁾。

しかし、むしろ「所持」とは純粹の客観的・物理的要件とし、これらの者はいわゆる「意思」の要件を充たさないとする方がすっきりするのではないかと、とする見解がある。すなわち、占有補助者による物支配も、直接占有者による物支配も、外から見るときは全く変わらず、結局、間接占有者と直接占有者または占有補助者との間に存在する法律関係（権原）によってしか決定できないものだからであり、また、「独立の所持」といっても、抽象的でほとんど無意味であるからであるとする⁽³⁸⁾。

(7) 「受信設備の使用」の要件

二審判決によれば、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、単なる受信設備を占有するだけではなくて、使用している者であることが要件である。

刑務所に収監されている者、海外で勤務中である者、措置入院中の状態にある者等は、受信設備を占有していても、使用している者ではない。

3、「放送を受信することができる状態」の要件

二審判決によれば、要件の第2は、その者が、放送を受信することができる状態にあることである。受信設備を占有して使用できる者であっても、放送を受信できる状態にない場合は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した」とはいえない。

たとえば、送信施設の災害破損の場合、電波障害地域であるため受信でき

ない場合、テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの賃貸事業者がケーブルやテレビジョン受信機の故障を修理しないために受信できない場合等である。

注

- (5) 加藤雅信『新民法大系Ⅱ物権法（第2版）』215頁（有斐閣、2005）。
- (6) 星野英一『民法概論Ⅱ（物権・担保物権）』81頁（良書普及会、1973）。
- (7) 大判昭和15年10月24日新聞4637号10頁、13頁、我妻榮＝有泉享（補訂）『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』465頁（岩波書店、1983）。
- (8) 我妻＝有泉・前掲注（7）466頁。
- (9) 我妻＝有泉・前掲注（7）466頁。
- (10) 我妻＝有泉・前掲注（7）466頁。
- (11) 伊藤滋夫「民事占有試論（下）—占有の要件についての一考察—」ジュリ1060号84頁以下、86頁（1994）。
- (12) 我妻＝有泉・前掲注（7）467頁。
- (13) 佐久間毅『民法の基礎2 物権』258頁（有斐閣、2006）。
- (14) 佐久間・前掲注（13）258頁。
- (15) 我妻＝有泉・前掲注（7）467頁、星野・前掲注（6）87頁。
- (16) 鈴木祿弥『物権法講義（5訂版）』107頁（創文社、2007）、内田貴『民法Ⅰ（第4版）』408頁（東京大学出版会、2008）。
- (17) 佐久間・前掲注（13）259頁。
- (18) 伊藤滋夫「民事占有試論（上）—占有の要件についての一考察—」ジュリ1058号75頁以下、78頁（1994）。田中整爾『占有論の研究』152頁（有斐閣、1975）「わが国においては一般に主観説にたつて解釈されて」いる。
- (19) 伊藤・前掲注（18）78頁。
- (20) 最三小判昭和27年2月19日民集6巻2号95頁、伊藤・前掲注（18）78頁参照。
- (21) 我妻＝有泉・前掲注（7）474頁。

- (22) 我妻 = 有泉・前掲注 (7) 474 頁。
- (23) 佐久間・前掲注 (13) 260 頁。
- (24) 佐久間・前掲注 (13) 260 頁。
- (25) 我妻 = 有泉・前掲注 (7) 476 頁、河上正二『物権法講義』210 頁 (日本評論社、2012)。
- (26) 佐久間・前掲注 (13) 261 頁。伊藤・前掲注 (11) 85 頁。
- (27) 我妻 = 有泉・前掲注 (7) 477 頁、佐久間・前掲注 (13) 261 頁、伊藤・前掲注 (11) 85 頁。
- (28) 佐久間・前掲注 (13) 260 頁。
- (29) 佐久間・前掲注 (13) 261 頁、田中・前掲注 (18) 150 頁。
- (30) 佐久間・前掲注 (13) 261 頁。
- (31) 玉田弘毅「判批」法律論叢 34 卷 4 号 131 頁以下 (1960)、田中・前掲注 (18) 150 頁。
- (32) 大判昭和 10 年 6 月 10 日民集 14 卷 1077 頁、1083 頁「単ニ夫ニ從ヒテ之ト同居スルニ過キサルモノト推認スヘクスカル場合ニ於テハ妻ノ居住ハ夫ノ占有ノ範圍内ニ於テ行ワレ獨立ノ占有ヲ成スモノト云フコトヲ得ス」。
- (33) 大判大正 4 年 5 月 1 日民録 21 輯 630 頁、633 頁は、父親の馬を長男が農業のために使用していたが、その馬が人を負傷させた事案において、長男は民法 718 条 (動物の占有者等の責任) の占有者には該当しないとした。すなわち、「事実上物ヲ所持シ之ヲ使用スル者ハ必シモ物ノ占有者ニアラス」「若シモ其者ニシテ社会觀念上他人ノ機械トシテ其占有ヲ補助スルカ為メ物ヲ所持シ之ヲ使用スルモノト認めラルルトキハ其者ハ占有者ニアラスシテ占有ノ補助者ニ過キス」とする。
- 最二小判昭和 28 年 4 月 24 日民集 7 卷 4 号 414 頁、415 頁は、被相続人の死亡による家督相続により家屋所有権を取得した者は、その家屋に対する被相続人の占有権を承継したものと認むべきであるとした。すなわち、「家族として何れも、占有補助者として本件家屋に居住するものと認むべきであるから、上告人に本件家屋についての独立の占有を認め得ず」とする。
- (34) 最一小判昭和 31 年 12 月 27 日裁判集民 24 号 661 頁、663 頁は次のように判示する。

上告人甲・乙・丙らは、「上告人主張の建物部分を占拠していることは認めるが、上告人甲は上告組合の理事であり本所支部長として建物の一部を支部の事務所に使用しているものであり、同乙及び丙は上告組合の使用人として建物の管理をしているので、いずれも、組合とは別に個人として独立の占有を有するものではない。」「されば、原判決は、占有機関であると主張する者に対し明渡を命ずるについて理由を備えない違法があり…破棄を免れない」。

最一小判昭和 35 年 4 月 7 日民集 14 卷 5 号 751 頁, 754 頁は、他人の使用人として家屋に居住するに過ぎない者に対しては、特段の事情のない限り、その不法占拠を理由として家屋の明渡ならびに賃料相当の損害金の支払を請求することはできないとする。すなわち、「使用人が雇主と対等の地位において、共同してその居住家屋を占有しているものというのには、他に特段の事情があることを要し、ただ単に使用人としてその家屋に居住するに過ぎない場合においては、その占有は雇主の占有の範囲内で行われていると解するのが相当であり、反証がないからといって、雇主と共同し、独立の占有をなすものと解すべきではない」と判示する。

最一小判昭和 35 年 4 月 7 日の評釈として、好美清光「判批」『民法判例百選 I（第 3 版）』136 頁以下（1989）、柚木馨「判批」民商法雑誌 43 卷 4 号 69 頁以下（1961）、玉田・前掲注（31）131 頁以下、井口牧郎「判批」法曹時報 12 卷 6 号 59 頁以下（1960）。

(35) 最二小判昭和 32 年 2 月 15 日民集 11 卷 2 号 270 頁。

(36) 内田・前掲注（16）410 頁。

(37) 佐久間・前掲注（13）261 頁「発展学習」。

(38) 星野・前掲注（6）89 頁、佐久間・前掲注（13）261 頁「発展学習」も同旨。

六 「協会の放送を受信することのできる 受信設備を設置した者」の具体例

二審判決は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、受信設備を物理的に設置した者のみならず、その者から権利の譲渡を

受けた者や承諾を得たりした者も含まれると述べるので、以下において具体的に検討してみる。

1、受信設備を物理的に設置した者

受信設備を物理的に設置した者とは、自宅にテレビ受信機を購入して据え付けた者が典型的な例である。これらの者は、テレビジョン受信機を占有使用して放送を受信することができる状態にある。従って、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

自宅にリース会社からテレビジョン受信機を賃借した者も同様である。これらの者は、テレビジョン受信機を占有使用して放送を受信することができる状態にある。従って、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

2、受信設備を物理的に設置した者から権利の譲渡を受けた者

住居をテレビジョン受信機付きで購入した者は、受信設備を物理的に設置した者から権利の譲渡を受けた者であり、住居およびテレビ受信機を占有使用して放送を受信することができる状態にある。従って、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

3、受信設備を物理的に設置した者から権利の承諾を得た者

テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの賃借人は、受信設備を物理的に設置した者から、承諾を得て、受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者といえる。

テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの賃貸借において、賃借人は賃貸人のマンション物件およびテレビジョン受信機等の家電家具を占有代理人として直接占有する。賃貸人は、賃借人を介して間接的に、マンション物件およびテレビジョン受信機等の家具家電を占有する。

従って、テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの賃借人は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの賃借人は、受信設備の設置権限や廃止権限を有していない。しかし、「家具家電付きの物件の場合には、入居者は、物件にテレビジョン受信機が設置されていることを認識した上で居住し、受信設備により放送を受信することのできる環境を享受していることとなる。そうすると、上記のような入居者は、自己の意思に基づいて、受信設備により放送を受信することのできる環境を享受しているというべきである」⁽³⁹⁾。

すなわち、家具家電付きの賃貸マンションの場合は、入居者は、自己の意思により、テレビジョン受信機等の家具家電が設置されていることを前提の上で敢えて入居したのであり、自己の意思により受信設備により放送を受信することのできる状態を欲して入居したのである。家具家電付きの賃貸マンションは、テレビジョン受信機等の購入や賃借の手間を省きたい人々の社会的ニーズに対応するための住居である。受信設備により放送を受信することのできる状態を望まない者は、最初から家具家電付きの賃貸マンションに入居することはありえないのであって、そのような者は通常の賃貸マンションへ入居する。従って、テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの入居者は、当然に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

テレビジョン受信機付きの賃貸マンションの入居者に関しては、それらの賃貸マンションの存在理由からして、受信設備の設置権限や廃止権限について議論すること自体に意味が無い⁽⁴⁰⁾。

注

(39) 岡山地判平成30年6月19日 LEX/DB25560838。

(40) 本件訴訟（最高裁判所第一小法廷平成30年8月29日決定の事案）の二審において、

Xは次のように主張した。Xは、本件物件のテレビジョンの処分権を有さず、このような者に対して受信契約締結義務を課すのであれば、放送法64条1項は憲法13条、19条及び29条に反して無効である。

二審判決は、次のように判示した。Xの主張は、「放送法64条1項にいう「受信設備を設置した者」がテレビジョン受信機の所有者を指すと解した上での立論であると解される。」しかし、放送法64条1項にいう「受信設備を設置した者」は、「テレビジョン受信機の所有関係とは直接の関係がないものである。したがって、Xの上記主張は、その前提となる同項の解釈において失当であって、採用することができない。」

七 本決定の具体的検討

1、所有者又はA・B・Xの三者間の事実関係

Aは、家具家電付きマンション等の賃貸等を業としている。所有者又はAは、本件賃貸物件に対して、家具家電の1つとしてテレビジョン受信機を据え付けた者である。

会社BはAとの間で、テレビジョン受信機付き本件物件の賃貸借契約を締結しており、会社BはAから本件物件を賃借していた。つまり、会社BはAからテレビジョン受信機付きの本件物件を借り上げていた。

Xは、株式会社Bと雇用契約を締結しているものと思われる。この雇用関係に基づいて、Xは会社Bの指定を受けて、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居しかつ居住していた。Xは、本件物件に据え付けられたテレビジョン受信機を現実占有・管理して、Yの放送を受信し得る状況を享受していた。

それでは、以上のような事実関係の下において、誰が「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当するのであろうか。

本件においては、テレビジョン受信機付きの本件物件に関して、債権問題と物権問題とが存在する。従って、債権法（契約法）の視点及び物権法（占

有法）の視点からの検討が必要である。

2、債権法（契約法）からの視点

(1) 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる（民法601条）。

賃貸借は、賃貸人が賃借人に対して目的物の使用収益をさせる債権関係である。条文は、使用及び収益と規定されている。しかし、使用のみを目的とする場合であってもよい⁽⁴¹⁾。賃貸人は契約の範囲内の使用収益をさせる債務を負担する。賃借人は、賃貸人に対して、使用収益をさせることを請求する債権を有する。そして、賃貸人がこの債務を履行するときは、賃借人は、現実に使用収益する権能を取得する⁽⁴²⁾。賃借人の有する使用収益する権能は、賃借権と称され、物権化の傾向をたどった。しかし、その本質は債権的なものである⁽⁴³⁾。

本件において、Aと会社Bとの間においては、テレビジョン受信機付きの本件物件の賃貸借契約が締結されている。Xはテレビジョン受信機付き本件物件の賃貸借契約の契約当事者（賃借人）ではない。

会社Bは、賃貸借契約に基づいて、テレビジョン受信機付きの本件物件を現実に使用収益する法的権能を取得している。従って、会社Bは、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当すると考えることが可能である。

(2) Xは、会社Bとの雇用関係に基づいて、会社Bの指定により、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居し、1ヶ月間居住した。Xは、自己の意思ではなくして、勤務している会社Bの指定を受けて、Xの職務遂行義務の一環として、本件物件の現実の使用を開始している。

テレビジョン受信機付きの本件賃貸物件に関するXと会社Bとの間の貸借関係は、本件の1審および2審の事実の概要からは明確ではないが、Aから賃借した会社Bが、本件物件をXへ又貸ししており、一見すると転貸借の関係にあるかのようにも見える。

賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない（民法612条1項）。賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる（民法612条2項）。

目的物の転貸とは、例えば、Aが所有する建物をBへ賃貸しており、BがCにその建物を又貸しする場合である⁽⁴⁴⁾。すなわち、賃借人（B）が転借人（C）に賃借物を使用収益させるB・C間の契約である。有償であっても無償であってもよい⁽⁴⁵⁾。転貸借という特別な契約が存在するわけではなく⁽⁴⁶⁾、賃借物についての賃貸借あるいは使用貸借である⁽⁴⁷⁾。

したがって、この場合にはBはAとの関係から離脱することなく、賃貸借関係はそのまま存続し、それを基礎にしてBとCとの間に貸借関係が生ずることとなる⁽⁴⁸⁾。すなわち、A・B間の契約およびB・C間の契約に基づく2つの賃貸借関係が別個に独立して存在し、両者は原則として相互に何らの影響も受けない⁽⁴⁹⁾。

(3) 転貸がなされたというためには、転借人に独立の使用収益権が与えられている必要がある。賃借人が自分以外の者に賃借物の全部または一部を使用させたとしても、その者が独立の使用権を与えられているとみることができないときは、転貸ということはできない⁽⁵⁰⁾。これは、いわゆる狭義の履行補助者ないし利用補助者である⁽⁵¹⁾。

例えば、家屋の賃借人が配偶者・子等の家族や従業員・使用人に賃借家屋を使用させたとしても転貸にはならない⁽⁵²⁾。留守番を置くことも転貸にはならない⁽⁵³⁾。

賃借人が法人である場合に、その被用者が使用することは、転貸にあたら
ない。個人企業の使用人についても同じである⁽⁵⁴⁾。裁判例は、居住用家屋
の賃借人が、営業を手伝わせている者その他に居住させても転貸にあたら
ないと述べる⁽⁵⁵⁾。

(4) 本件において、Xが転借人であるというためには、Xに独立の使用収
益権が与えられていなければならない。

テレビジョン受信機付き本件物件の賃貸借契約の賃貸人はAであり、賃借
人は会社Bである。Xは会社Bの従業員であるので、テレビジョン受信機付
きの本件物件の転借人ではない。つまり、Xは、独立の使用収益権を有して
おらず、転借人ではありえない。Xは会社Bの狭義の履行補助者である。

受信契約の締結を行うには、当事者双方に受信契約締結の権限があるこ
とが前提である。Xにはテレビジョン受信機付き本件物件の独立の使用収益
権限がないのであり、Xは会社Bの狭義の履行補助者であるので、受信契約
の締結権限がないと考えられる。

(5) 以上の検討から、本件を債権法（契約法）の視点から見ると、X
は本件における受信契約締結義務を負う「協会の放送を受信することのでき
る受信設備を設置した者」ではない。本件における受信契約締結義務を負う
「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、テレビ
ジョン受信機付きの本件物件に対して賃借人として独立の使用収益権限を有
しており、かつ、その使用収益権限を行使して従業員のXに対して会社B
が賃借している本件物件への入居を指定したところの株式会社Bである。

3. 物権法（占有法）からの視点

(1) 賃貸借は、賃貸人が賃借人に対して目的物の使用収益をさせる債務を
負担する。賃借人は、賃貸人に対して、使用収益をさせることを請求する債

権を有する。賃貸人がこの債務を履行するときは、賃借人は、目的物を占有して、現実上使用収益する権能を取得する⁽⁵⁶⁾。そして、使用収益を開始すると、賃借人は占有権を取得し、占有訴権の保護を受けることとなる⁽⁵⁷⁾。

(2) Aは、テレビジョン受信機付きの本件物件の賃貸人であり、会社Bに対して賃貸している。すなわち、Aは、テレビジョン受信機付きの本件物件を賃貸人として間接占有をしている。

(3) 賃借人である会社Bは、賃貸人であるAに対して、使用収益をさせることを請求する債権を有する。賃貸人のAがこの債務を履行するときは、賃借人の会社Bは、テレビジョン受信機付きの本件物件を占有して、現実上使用収益する権能を取得する。

それでは、会社Bの占有はどのような形態のものであろうか。また、賃借人である会社Bの指定を受けて、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居し居住したXの占有はどのような形態のものであろうか。

会社BとXの占有の形態に関しては、次の2つの考え方があるであろう。第1は、会社Bもまた間接占有をしており、Xは直接占有者であるとするものである。第2は、会社Bは直接占有しており、Xは占有補助者であるとするものである。

(4) 通説によれば、占有の要件は、「物の所持」と「自己のためにする意思」である。

それでは、Xに「物の所持」が認められるであろうか。判例は、家事使用人ないし従業員は所持の機関に過ぎないとする⁽⁵⁸⁾。判例に依拠するならば、Xは、テレビジョン受信機付き本件物件の独立の所持者たる地位を有せず、会社Bの所持の機関ないし所持の補助者である。

(5) 次に、Xに「自己のためにする意思」が認められるであろうか。「自己のためにする意思」が存在するか否かは、物の所持を生じさせた原因の性質によって客観的に判断される⁽⁵⁹⁾。

Xは、会社Bの従業員であり、会社Bの業務命令の下に職務に従事する。テレビジョン受信機付きの本件物件に関する賃貸借契約に関しては、Aが賃貸人であり、会社Bが借借人であって、Xは契約当事者ではなく借借人でもない。

また、Xは、会社Bの会社業務の遂行のために、会社Bに指定されて、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居し、1ヶ月間居住したのである。会社Bの従業員であるXは、会社Bから独立の使用収益権を与えられてはいないので転借しておらず、Xは転借人ではない。

従って、Xが借借人であるか又は転借人であればXに「自己のためにする意思」が認められるが、Xは借借人でもなく転借人でもないのであり、Xに「自己のためにする意思」は認められない。

(6) 以上の検討から、本件を物権法（占有法）の視点から見ると、Xは「独立の所持者たる地位」も「自己のためにする意思」も有しておらず、Xにはテレビジョン受信機付きの本件物件の占有は認められない。つまり、Xは、テレビジョン受信機付きの本件物件の占有者ではなくして、占有補助者である。

従って、Xは、二審判決が定立した「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは「受信設備を占有使用」した者であるという要件を充足しないのであり、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当しない。

それに対して、会社Bには、従業員のXがテレビジョン受信機付き本件物件の独立の所持を有していないことから、「独立の所持者たる地位」が認められる。また、会社Bは、Aとのテレビジョン受信機付きの本件物件の賃貸

借契約の賃借人であり名義人であるために、「自己のためにする意思」も認められる。つまり、会社Bは、テレビジョン受信機付きの本件物件の占有者である。

従って、会社Bは、二審判決が定立した「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは「受信設備を占有使用」した者であるという要件を充足するのであり、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する。

注

- (41) 我妻榮『債権各論中巻一（民法講義V 2）』415頁（岩波書店、1957）。
- (42) 我妻・注（41）416頁。
- (43) 我妻・注（41）451頁。
- (44) 中田裕康『契約法』428頁（有斐閣、2017）。
- (45) 三和一博「賃借権の譲渡・転貸の法律関係」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系第3巻不動産の賃貸借・売買契約』131頁（有斐閣、1983）。
- (46) 三和・前掲注（45）131頁。
- (47) 三和・前掲注（45）131頁。
- (48) 三和・前掲注（45）131頁。
- (49) 原田純孝「賃借権の譲渡・転貸」星野英一編集代表『民法講座第5巻契約』311頁（有斐閣、1992）。
- (50) 三和・前掲注（45）132頁、幾代通ほか編『新版注釈民法（15）債権（6）（増補版）』274頁〔広中俊雄〕（有斐閣、1996）。
- (51) 三和・前掲注（45）132頁。
- (52) 三和・前掲注（45）132頁、星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』212頁（良書普及会、1986）、広中・前掲注（50）274頁、鈴木禄弥『借地・借家法の研究Ⅱ 民法論文集（三）』432頁（創文社、1984）。
- (53) 鈴木・前掲注（52）432頁。

- (54) 星野英一『借地・借家法（法律学全集26）』331頁（有斐閣、1969）。
- (55) 大阪地判昭和26年3月20日判タ13号79頁（1951）。本件は次のような事案である。
賃借人は、本件家屋を当時の所有者から賃借して住宅兼酒等販売店舗として生活してきたが、店舗兼住宅を新築し移転した。しかし、新築家屋は手狭であるため、本件家屋に営業部門を残し商品置き場としても利用していた。賃借人は移転の頃より、弟を本件家屋に入居させ、営業を手伝わせており、その後本件家屋には婚姻した弟夫婦と店員1人が居住している。
- その上で、大阪地裁は次のように判決した。弟は、賃借人が本件家屋を店舗として主宰する営業を補助する地位においてあくまでもその営業主たる賃借人に付随して居住しているものと認めるのが相当であるから、弟の「住居態様をもって転貸というのは当たらない」。
- (56) 我妻・注（41）417頁。
- (57) 我妻・注（41）417頁。
- (58) 最判昭和28年4月24日民集7巻4号414頁、422頁、我妻＝有泉・前掲注（7）467頁。
- (59) 佐久間・前掲注（13）259頁、我妻・前掲注（7）418頁、星野・前掲注（6）86頁。

八 東京高裁判決および最高裁決定の問題点

1、Yの主張

Yは、第一審において次のように主張した。受信料は、Yの放送を実際に受信し視聴することができる受益者らが負担する受益者負担金に類するものと考えられる。

このような受信料の性格から考えると、本件のような賃貸借物件に設置されたYの放送を受信することができる受信設備に関しては、当該物件及び当該物件に設置された、実際にYの放送を受信し視聴することができる受信設備を現実占有・管理する者が「協会の放送を受信することのできる受信設

備を設置した者」に当たる。

つまり、受信料は、Yの放送を実際に受信し視聴することができる受益者が負担するものであり、実際にYの放送を受信し視聴することができる受信設備を現実に占有・管理する者が「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たるとする。

従って、Yの主張は、本件のような賃貸借物件に設置された放送受信設備に関しては、Xが放送を受信・視聴するに至った経緯及び受信設備を占有・管理するに至った経緯を考慮する必要はなく、自己の意思ではなく勤務する会社の指定であっても、ともかく「実際に受信し視聴」することができ、「現実に占有・管理」する者が「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たるとするものであった。

2、東京高裁判決

二審判決は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、①受信設備を占有使用して、②放送を受信することができる状態にある者をいう、とする要件を定立した。

二審判決において定立された①の要件は曖昧で不明確ではあるものの、放送法64条1項規定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」という文言を解釈するにあたり、放送法の立法趣旨及び立法目的から考えて、一定の合理性と妥当性とを有しているように思われる。

しかし、そうであるならば、二審判決は、法的手順として、定立した要件に基づいて、Xが①受信設備を占有使用している者であるか否か、②放送を受信することができる状態にある者であるか否かについて、要件適合性を検討する必要があった。

それにもかかわらず、二審判決はこの検討を全く行っておらず、二審が定立した要件を単に述べただけで直ちに結論を導いている。すなわち、二審判決は、Xが、テレビジョン受信機付きの本件物件を、Aから賃借した会社B

の指定を受けて、これを「占有使用」して、Yの放送を受信し得る状況を受受する者であるから、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当すると述べた。

それゆえ、二審判決は、Xが「Bの指定を受けて」テレビジョン受信機付きの本件物件を占有使用したという事実に関して法的評価を行っていない。そのため、Xの「占有」の実態が明らかとなっていないのである。

二審判決の立場に立てば、Xが、所有者又はAによって設置されたテレビジョン受信機付きの本件物件を、Aから賃借した会社Bの「指定を受けて」入居し、これを占有使用した場合であっても、また、Xが、テレビジョン受信機付きの本件物件であることを認識したうえで、自己の意思に基づいて入居し、これを占有使用した場合であっても、両者の事実関係は異なるにも関わらず、両者は同じ法的評価を受けることとなるのである。つまり、両者とも同じ直接占有が認められることとなる。

しかし、テレビジョン受信機付きの賃貸マンションを、勤務する会社の「指定を受け」たために、他の通常賃貸マンションに居住するという選択肢の無い状況において占有使用をする場合と、テレビジョン受信機付きの賃貸マンションを自己の意思で賃借して占有使用する場合とは、両者は明らかに事実関係が異なっており、当然に法的評価は違ってくる。つまり両者の占有の形態は異なっており、前者はテレビジョン受信機付きの賃貸マンションの占有補助者であり、後者はテレビジョン受信機付きの賃貸マンションの直接占有者である。

仮に、Xが自分の勤務する会社Bの指定を受けて、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居して占有使用している場合と、Xが自己の意思に基づいて、テレビジョン受信機付きの本件物件に入居して占有使用している場合とが、同じ法的評価を受けかつ同じ占有形態であるというのであれば、二審判決はそのような法的評価の正当性と占有形態の判断の妥当性に関して「特段の事情」⁽⁶⁰⁾が存在することを証明する必要があった。

それにもかかわらず、二審判決はそのような論証を行わず、ただ漫然と、Xは放送法64条1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当すると述べるにとどまった。

二審判決は、明白に異なる2つの事実を峻別することを懈怠しており、両者に対して同じ法的評価を与えてしまったことは、占有理論的に飛躍が存在するといえる。

二審判決は、本件における「特段の事情」の存否について何らの説明もすることなしに、Xの支払った受信料は法律上原因があるとし、不当利得は成立しないとすものである。従って、二審判決は、会社の指示に基づく従業員の占有に関する法の解釈を誤ったものである。

3、最高裁第一小法廷決定

本最高裁第一小法廷平成30年8月29日決定は、二審判決が、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは、「受信設備を占有使用して放送を受信することができる状態にある者」という要件を定立しておきながら、占有使用の存否に関して何らの要件適合性の検討も行っていない点を看過して、Xは「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当するとした。

本決定は、勤務する会社Bの指定を受けてテレビジョン受信機付きの本件物件に入居して占有使用している事実と、自己の意思でテレビジョン受信機付きの本件物件に入居して占有使用している事実との2つの事実的相違を思慮することなく、両者の法的評価の違いを検討することを失念して法の解釈を誤ってしまった二審判決を支持している。

本最高裁第一小法廷平成30年8月29日決定は、いずれ、二審判決が定立した要件自体が変更されるか、または二審判決が定立した要件への当てはめが変更されることにより、将来変更を余儀なくされるものと考えられる。

注

- (60) 最一小判昭和35年4月7日民集14巻5号751頁、754頁は、「使用者が雇主と対等の地位において、共同してその居住家屋を占有しているものというのには、他に特段の事情があることを要」と判示する。

九 まとめとして

近世の私法秩序は、個人の意思を尊重するということが基本的前提である。個人の自由な意思を認めて、その個人の望む法律効果を付与しようとするのが「私的自治の原則」である⁽⁶¹⁾。そこにおいては、社会関係の形成、つまり権利義務の変動、とりわけ義務の負担に関しては、個人の自由な意思に基づいてのみなされるべきであり、そして、それこそが公平妥当な結果を生むという考え方が存在する⁽⁶²⁾。

放送法64条1項によれば、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、日本放送協会とその放送受信契約を締結する義務を負う。

最高裁は「放送法64条1項は、同法に定められたYの目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反するものではないというべきである」と判示する⁽⁶³⁾。

受信契約の締結強制が憲法上許容されるものである点は疑義がない。しかし、放送受信契約の締結義務の発生は受信設備の設置が前提であり、受信設備の設置自体に関しては個人の自由な意思に基づいてのみなされるべきである。

放送法64条1項が規定する「受信設備を設置した者」とは、あくまでも個人の自由な意思に基づいて「設置」したことが、規定の前提となっている⁽⁶⁴⁾。

すなわち、放送受信設備は設置者の自由な意思に基づき設置される。受信

設備が設置者の自由な意思に基づいて設置されたことにより、設置者には放送受信契約の締結意思が存在することが推認される。契約締結の意思の存在に基づき、当事者の意思表示の合致により放送受信契約が成立する。受信契約の成立により受信料支払義務（受信料支払債務）の存在が確定する。反対に、受信設備設置の意思のない者には、放送受信契約締結の意思は存在しないのである⁽⁶⁵⁾。

本件レオパレス事件においては、Xは、会社Bとの雇用契約に基づく従業員である。会社BはXに対して、会社の事業遂行のために、会社BがAから賃借したテレビジョン受信機付きの本件物件を指定して、住居として居住させた。Xは、自己の職務の遂行のために、テレビジョン受信機付きの本件物件を、自己の意思ではなく会社Bの指定を受けて、現実占有使用してYの放送を受信しうる状況を享受する者であった。それゆえ、Xは、自らの意思に基づいて、テレビジョン受信機付きの本件物件を占有使用して、その放送を受信しうる状態を享受する者に該当しない。つまり、Xは自己の自由な意思に基づいて受信設備を設置したわけではないのである。

Xを債権法の視点から見るとすれば、テレビジョン受信機付きの本件物件に関して、会社BからXへ転貸されたと評価することはできないのであり、Xには独立の使用収益権限がないのである。従って、Xには受信契約の締結権限がないと考えられる。

Xを物権法の視点から見るとすれば、Xは、テレビジョン受信機付きの本件物件の「独立の所持者」たる地位を有せず、会社Bの所持の機関ないし所持の補助者である。また、XはAとの間でテレビジョン受信機付きの本件物件の賃貸借契約を締結した賃借人ではなく、賃借名義人でもない。また、上述のごとく転借人でもない。それゆえ、Xには、「自己のためにする意思」も認められない。よって、Xは、テレビジョン受信機付きの本件物件を占有していないのであり、Xはテレビジョン受信機の占有者ではなく、占有補助者である。

従って、Xは二審判決の定立する占有要件が欠如するのであり、放送法64条1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当しない。Xが勤務する会社Bは、二審判決の定立する占有要件を充足しており、テレビジョン受信機付きの本件物件の占有者（直接占有者）であって、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当する⁽⁶⁶⁾。

以上によれば、Xは放送受信契約の締結義務を負わず、この義務の履行としてYとの間で本件放送受信契約を締結する必要はない。そうであるならば、Xが本件放送受信契約に基づき受信料として支払った1310円は法律上の原因がないから不当利得が成立し、Xの本件請求は理由がある。

本稿の結論は、本件レオパレス事件においては、債権法の視点からも物権法の視点からも、放送法64条1項規定の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」とは株式会社Bである。

注

(61) 星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』170頁（良書普及会、1971）。

(62) 星野・前掲注（61）170頁。

(63) 最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁、1835頁。

(64) 塩野宏「受信料をめぐる法的問題点」『放送法制の課題（行政法研究第6巻）』263頁（有斐閣、1989）。

(65) 宍戸常寿ほか「座談会 NHK 受信料訴訟大法廷判決を受けて」ジュリ1519号14頁以下、20頁（2018）。そこでは、「受信設備を設置したという点で、契約をきちんと結ばなければいけない義務があるけれども、結ぶことを求めるところに一応、自分から負担を引き受ける契機を見出しているのだと思うのです」〔宍戸発言〕に対して、「受信設備を設置したというところに選択の契機があるということですね」〔山本発言〕と述べられている。

(66) 高木光「行政法規の解釈における参照事項—放送法64条1項を素材とした一考察—」

法曹時報 69 卷 6 号 1 頁以下、28 頁（2017）では、「レオパレス事件においては、部屋を借り上げた会社が「設置した者」に該当すると解する余地がある」と述べられている。

【参考文献】

物権法に関しては、山野日章夫『物権法（第 5 版）』（日本評論社、2012）、山野日章夫『初歩からはじめる物権法（第 5 版）』（日本評論社、2007）。

放送法制に関しては、塩野宏『放送法制の課題（行政法研究第 6 巻）』（有斐閣、1989）、塩野宏『行政法概念の諸相（行政法研究第 8 巻）』（有斐閣、2011）。

「制度的契約」に関しては、内田貴『制度的契約論—民営化と契約』（鳥羽書店、2010）。

最大判平成 29 年 12 月 6 日に関しては、磯本典章「日本放送協会放送受信料訴訟の検討—最高裁平成 29 年 12 月 6 日大法廷判決—」学習院大学大学院法学研究科法学論集第 26 号 61 頁以下（2019）。

本件レオパレス事件に関しては、谷江陽介「テレビ付き賃貸物件の入居者は放送法 64 条 1 項の「受信設備を設置した者」に当たるとされた事例」判時 2380 号 153 頁以下（判評 717 号 7 頁以下）（2018）、内山敏和「テレビ付きマンション入居者の NHK 受信料支払義務（東京高判平 29.5.31）」現代消費者法 38 号 54 頁以下（2018）、西山由美「租税判例速報」ジュリ 1512 号 10 頁以下（2017）。

本最高裁第一小法廷平成 30 年 8 月 29 日決定の検討にあたり、2019 年度秋季（第 41 回）情報通信学会大会（2019 年 11 月 30 日・駒澤大学）の個人研究発表において、討論者の城所岩生先生（国際大学 GLOCOM）より貴重なご意見をいただきました。城所先生に感謝申し上げます。

（学習院大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

（成蹊大学法学部非常勤講師）